

警
保
局



兵農決死隊事件顛末
(臨時議會資料)

昭和七年五月

(昭和十九年十二月
第大議會參考)

目

次

一 事件 / 發生及被害 / 狀況	一
二 犯人 / 氏名及檢舉狀況	二
三 犯罪 / 動機及犯行 / 劇策	六
1. 犯罪 / 動機	六
2. 愛鄉塾 / 指導精神	七
(一) 楠孝三郎 / 經歷	八
(二) 愛鄉會 / 設立	一〇
(三) 愛鄉塾 / 開設	一一
(四) 自治農民協會 / 組織準備	一二
3. 犯行 / 謀議及事前 / 策動	一五

(一) 軍人ト愛郷塾其他トノ關係 ----- 三五

(二) 軍人及愛郷塾首脳部間ノ提携 ----- 三七

(三) 襲撃倒所ノ實地踏査 ----- 三九

(四) 軍人トノ最後的謀議 ----- 一四七

四、軍人決死隊ノ犯行狀況 ----- 一四五

1. 行動隊長古賀中尉等ノ指揮活躍 ----- 五〇

2. 首相官邸其他ノ襲撃 ----- 五一

五、農民決死隊等ノ犯行ノ狀況 ----- 一六七

1. 行動隊長後藤國彦等ノ指揮活躍 ----- 七三

2. 変電所襲撃 ----- 一六七

3. 三菱銀行襲撃 ----- 一一一

4. 西田税務署 ----- 一八三

六、武器及資金入手ノ經路 ----- 一八五

一、事件ノ發生及被害狀況

昭和七年五月十五日午後五時三十分頃首相官邸外
四ヶ所並全午後七時前後ニ東電名變電所ヲビストル

及爆弾ヲ以テ襲撃シ次表ノ如キ危害ヲ與ヘタル事件
發生セリ。

襲撃場所	時刻	犯人氏名	武器	被害者	建造物被害	備考
總理大臣邸	五時四〇分	表云關三上、中尉黒岩 裏口山岸中尉、村山 小尉候補生三名	ビストル五發	首相官邸、重傷(火薬 田中、火薬、重傷(火薬 千山巡査、重傷(火薬 重傷(火薬)	一	
牧野内大臣邸	五時三五分	吉賀中尉、昇副 裏口山岸中尉、村山 小尉候補生三名	ビストル五發	左肩	火薬、重傷(火薬 重傷(火薬)	
政友會本部	五時三五分 (手榴彈二個不登)	手榴彈二個不登	ビストル一發	左肩附近小穴	火薬、重傷(火薬 重傷(火薬)	
				脚	火薬、重傷(火薬 重傷(火薬)	

警視廳 第六回 第三回		吉賀中尉外四名		墨岩市尉村出候補生三名		ピーストハ三ツ目	
		手榴彈二個		手榴彈一柄		書記永阪	
日本銀行	後五三〇	五四〇	後五三〇	黒岩中尉、村山少尉 候補生三名	手榴彈一柄	正面入口ガラス一枚 小便室ガラス一枚 便所入口三枚	扉大椅子一枚 腰金前電話機一枚
三菱銀行	後五三〇	七二〇	後五三〇	奥田秀太	手榴彈一柄	重傷	切歎
西田税方	後五三〇	川崎長志	手榴彈一柄				
淀橋電電所	後五三〇	職人風男(温水)	手榴彈一柄	六發	ガラス十枚	扉大椅子一枚 腰金前電話機一枚	ピラ歎布
田端タク	後五三〇	白シヤンノ男三人 ハ大貴、高根次	手榴彈一柄	西田税	胸六腹六 市腕六平掌一 命中	重傷	
小宮タク	後五三〇	塙五百枝	手榴彈一柄				
鬼子久	後五三〇	天吹正吾	手榴彈一柄				
鳴谷タク	後五三〇	横須賀喜久男	手榴彈一柄				
(席日誌)							
手榴彈一柄	不 ^水 手榴彈一柄	手榴彈一柄	手榴彈一柄	冷部用備付小三加 スイソチ切歎	冷部用備付小三加 スイソチ切歎	土台一部破壊冷却器 用於和スイソチ切歎	

二犯人一姓名及檢舉狀況

犯人中海軍將校六名（豫備役）陸軍士官學校生徒
一一名（内一名ハ中途退學者）ノ之八五月十五日午後六時頃迄ニ
東京憲兵隊麹町憲兵分隊ニ自首シ全十八日夫々軍法
會議檢察官ニ送致サレタリ。

會議檢察官ニ送致サレタリ
軍人以外、犯人ハ後述シ如ク、指導人物橋孝三郎
ヲ除ク外夫々、警視廳・茨城縣・京都府、咸鏡南道
・關東廳等ニ於テ元銳意取調中ナルガ犯人、氏名等次ノ
檢舉セラレ目下警視廳社立

所屬及本籍(住所)	職階	級及業	名	年齡	檢舉	廳
吳鎮守府所屬、妙高東組	海軍中尉	三上卓二	三上卓二	二八	憲兵隊八百首	陸
橫須賀鎮守府	海軍少尉	山岸宏	山岸宏	二五	少	陸
佐賀縣小城郡多久村大字別府田主戸	海軍少尉	黒岩勇	黒岩勇	二六	少	陸
霞浦航空隊學生	海軍中尉	古賀清志	古賀清志	二五	少	陸
陸軍士官學校	本科生徒	中村義雄	中村義雄	二五	少	陸
全	石関榮	後藤映範	後藤映範	二五	少	陸
全	八木春雄	篠原市之助	篠原市之助	二五	少	陸
全	野村三郎	坂本謙一	坂本謙一	二五	少	陸
全	菅勤	西川武敏	中島忠次	二五	少	陸

三、犯罪、動機及犯行、計策

1. 犯罪、動機

本事件ハ春秋ノ所謂錦旗革命事件並本年一血盟團事件等ニ關係アリタル一部海軍々人ヲ中心トスル一團ト他面血盟團首領タル井上昭ト思想的ニ共鳴シ居タル茨城縣下愛鄉廳長橋孝三郎シ中心トスルグル。1.アトノ共同犯行ニシテ犯行ノ計畫ハ血盟團事件直後ヨリ具体的ニ劃策サレツ、アリシモノノ如シ。而シテ其ノ思想的背景ハ血盟團事件ノ大レト略ミ相等

シキモノアリ。即テ現下ノ社會諸情勢ノ行説レルハ
敗敗セル既成政黨並之ニ傀儡セシ敗闘及特權階級等ノ私政ニ基因スルモノナレバ彼等シ脅懾スベタ直接行動シ加ヘコレヲ導火線トシテ社會改造斯行ノ氣運ヲ促進セムトシタルモノナリ。

2. 愛郷塾ノ指導精神

軍備ニ於テ首相官邸外三個所ヲ襲撃スルニ際シ之ト相呼應シテ東京市内外ノ變電所襲撃ヲ行ヒ帝都ヲ暗黒化セシメムトシタル所謂農民決死隊ハ其中心人

物橘孝三郎ノ率ニル愛郷塾生並其関係者ナリ。

(一) 橘孝三郎ノ経歴

橘孝三郎ハ大正三年第一高等學校文科(哲學科)

ニ在學中強度ノ神經衰弱症ニ罹リタル爲メ三年ニシテ退學歸郷シ專ラ靜養シツヽアリシガ大正五年四月頃右病症ノ治癒ト共ニ漸ク其思想ニ變轉ヲ來シ「人類が正シク幸福ニ生クル爲メニハ歸農スルコトガ最善ノ方法ナリ」ト稱シ全年十月ヨリ東茨城郡常盤村ニ住居シテ農業ニ從事スルコトヽナリ、其後大正九年

十一月ヨリハ長兄ヲ除ク兄弟十名全地ニ居住スルコトヽナリタル為メ俗ニ全地ヲ兄弟村ト稱スルニ至レリ。

蓋小堀大正八年頃ヨリ橘が農本主義愛郷運動ヲ主唱スルヤ那珂郡下小學校教員中ニ多數、其鳴者ヲ得大正十年末頃ニハ當時最も熱烈ニ全主義ヲ信奉シ居タル那珂郡川田尋常高等小學校訓導後藤國彦(事件ノ參謀格)ニヨリ團体ノ組織ヲ提議セラル、ニ至レリ。

(二) 愛郷會ノ設立

斯ノテ昭和三年十一月ニハ右後藤ノ發起ニテ那珂郡教育會々員古内榮司(中盤人物一件人)等十數名兄弟村ニ會合シテ愛郷會ヲ結成シタルガ橋ハ其後講演會等ニヨリテ全會ノ擴充ニ努メタルタメ昭和七年五月現在茨城縣下ニ支部ニ九(内準備會二)支部員約四百名ヲ擁スルニ至レリ。

(三) 愛郷塾ノ開設

橋ハ右愛郷會ニヨリテ愛郷運動ヲ爲ス外昭和六年

四月十五日ヨリハ自營的農村勤労學校愛郷塾ヲ設ケテ塾生ニ對シ常ニ「皇室中心主義兄弟主義並勤労主義ニ基調セル農本主義_{國家改造}ノ必要」ヲ講述鼓吹シツツアリタリ、愛郷塾並綱領等次ノ如シ

塾長及塾生等ノ氏名(昭和七年五月現在調査ニカヘル
氏名ニ〇印アル者ハ今田、栗根、渡辺、森、久、
大河、義義、信田、春、浦、杉、彦、藤、後、長、林、正、三、即、三郎)

塾長○橋孝三郎
副塾長○林正三
塾師○後藤國彦
○春田信義
計大河義三
會

青年部 ○ 大貫明幹 ○ 堀五百枝
○ 矢吹真吾 ○ 小室力也
外五名

少年部 (十一名)

愛郷運動綱領

一 大本

1. 愛郷運動は一切の不自然と不合理と腐敗墮落を
大自然本来の合理性と健全狀態と神聖へよみが
へす為のものでなくてはならぬ。

2. 愛郷運動は一切の不安と動搖と土の安定をいた
てなほす運動でなくてはならぬ。

二 政策

3. 愛郷運動は真心を捧げ受け容れ合ひつゝ、諸共に
心から働く所の勤労生活者の兄弟主義團体によ
つて一切を創造すべし運動でなくてはならぬ。

愛郷會々則

- 一、本會ハ愛郷會ト稱ス。
- 二、本會ハ愛郷道ノ精神の開發機關タルヲ以テ使命ト

ナシミヲ、研究部 教育部 傳道部、三部ニ分ケ
其一使命ヲ果サムカ為ニ適切ナル各般ノ事業ヲ遂
行スルヲ以テ目的トナス。

三 本會々員ハ本會ノ使命ヲ体スルモノヲ以テナシ其
ノ加入脱退ハ自由ナリトス。

四 本會ハ之ヲ本部支部ニ分ケ本部ハ茨城縣東茨城郡
常盤村三ツ三九兄弟村ニ置キ支部ヲ各地ニズク。

五 本會々員ハ會費毎月一ロヘ金若干ノ以上ヲ納メ本
會が會員ノタスニ起シタル各種ノ事業ニ関與シ得
ルモノトス。

愛郷會員心得

一 虚偽りなしに本氣で生きて行くこと、即ち真心の
限りを盡して生きて行くこと、その真心の限りを
授け受け客れ合つてお互に共に諸共に手引き合
つて生きて行くことが愛郷道の眞精神であります。
愛郷會々員皆様はこの愛郷道の眞精神に生きて行
く人ではなくてはなりません。これを愛郷者と申し
ます。が第一にその愛郷者になつていなかなくて
はなりません。

二 愛郷者は心得大本第一に示す所に従つて何よりも
愛郷者の團結を固く、いやが上になほ固く致さね
ばなりませんのですがその極旨所を天地大自體の
恩恵のある所に求めなくては外ヒ致り所がなく

といふことをよく／＼おわきまへ下さり。そして
天地大自然の恩惠の所有即ち大地の上にしつかり
生活を打立て、いたしかねばあります。

三、會員心得大本の一及びニは愛郷者としていつもお
忘れあつては叶はぬのであります。が更にその心得
大本はある所に照して考へて見ますと只今世の中
の有様は誠に困つちものであります。何處へまゐ
りましても如何なる事柄を見ましても情ない事ば
かり人はくさり果て、社會は亡びやうに思はれます。
そこで立をどうしても正しくすこやかにしつかり
としとものにせねばなりません。この務は最もよ
く悟つて余かけでかんばらねばならんと言ふ事が
又愛郷者の最も大きき使命となるつておるがであります
して愛郷會員皆様はよく／＼ニの神聖御理解下つ
て一大覺悟を以て愛郷道眞精神を現實に生かしてい
きかねばなりません。

愛郷會支部會員心得

一、支部會員皆様は是非愛郷會員心得大本を御存み合
ひ下つて支部を起しました目的使命のある所にて
之愛郷道の實際を行ふ者、使命になつていなければ
きなり。よく敵へよく愛し合つていたいから。
二、それであせりと相争ひやうなことは避けていたい。
三、相なえべく機械の利用組合とか共同購買とかいふ
やうな經濟的協同運動の實際を愛郷道精神に基き

て い た い ま し い。 講 演 會、 座 談 會、 研 究 會 等 を 開 き 精

神 的 開 発 の 實 際 運 動 を 大 い に 滲 して い た い ま し い。

何 事 に よ り も 起 し て い た い ま し い。

四、 相 い つ も 本 部 と の 完 全 合 連 絡 を と つ て 又 各 支 部 間
と の 協 同 運 動 を 圓 滑 に 能 幸 的 に い た す や う 努 め て
い た い ま し い。

五、 何 時 も 農 村 を 救 ふ も の は 農 民 以 外 に な い こ と を 忘
れ な く、 み つ ち り と や つ て い た い ま し い。

六、 い つ も 愛 郷 道 精 神 上 生 き た る 我々 愛 郷 農 民 二 そ は
眞 に 正 し く 真 に 價 値 あ る 真 に 幸 福 な 生 活 を 習 人 で
居 る の で あ る と 同 時 に 我々 愛 郷 農 民 で な く て は 只
今 の 困 つ た い この 世 の 中 で 連 て 直 す 事 へ が な い の だ

と い ふ 旨 意 と 通 じ て い た い ま し い。

七、 い つ も く 扱 い 爰 郷 農 民 の こ と お 忘 れ な い 様
に そ れ と す で も 分 で も 御 素 し 下 さ る 様 に し て の に
い き た い。

八、 團 結 第 一、 真 心 第 一、 こ れ は 大 事 に 示 す 通 リ が あ
り ま す。

良 く く 肝 心 と 心 得 て い た い ま し い。

四

1) 鹿児島農民協会醸保組織準備

叙上愛郷運動綱領ニモ明カナル如ク橘孝三郎、主唱スル愛郷運動ハ從前ハ政治運動タルヨリモ寧ロ純農村自営運動ト目サレ、茨城縣廳ニ於テモ援助的態度ヲ採リツ、アリタルモノナルガ偶々橋ノ思想ガ權藤成郷井上昭及古賀中尉等ト相知ルニ至リ殊ニ本年三月所謂血盟團事件後コレニ刺戟サレ急激ニ實踐的傾向ヲ帶び来レルモノ如シ。即チ本年三月二日、三日

芝協調會館ニ於テ結成大會ヲ舉行シタル農本聯盟(頼)

問権藤重信成郷、別稱書記長山川次郎茨城縣人常任委員加藤一夫、大田卯、中沢辨次郎、岡本利吉、外十名)ニハ愛郷塾ヨリ橋孝三郎、杉浦寿、二名常任委員トシテ選出サレ居レルが、次1デ事件過前橋ハ自ラ「自治農民協會」、組織企テ(其綱領草案後記)

常磐食堂ニ茨城縣内務部長代議士等約三十名ヲ招待シテ座談會ヲ催ス所アリ。席上、全人ハ社會改革ノ方法論ニ付テモ「都市、資本家ノ屋上ニヘン」

草ヲ生ヘサシムル程度ニ至ラザレバ眞ニ農村ハ救済サレズ等相當矯激ナル意見ヲ述べタル為、内務部長等ハ其主張、從來ト異リ著シク急進的ナルニ奇異、感ヲ抱キテ其非ヲ駁論シタル事實アリ。尚橋ハ五月二十日付ニテ日本愛國革新本義ノタル著書ヲ發行

(音志旨禁止、發行者「后述犯人」
藏匿、疑犯 坂上眞一郎)シタルグ其巻頭ヲ見ルニ、

トシテ世界ニ比ナキ團結力ヲ有スル日本同胞、愛國同胞主義ニヨル日本タラザルベカラズ、……唯愛

國革新ノ斷行アルノミ。生命ニ價スルモノハ唯生命
 ナシテニシスベシ。日本愛國革新者ヨ、日本愛國革
 新ノ大道ノ為ニ死ナシテ、唯死ヲ以テ立テ。ト煽動的
 言辞ヲ弄シ、又其内容ニモ「革新を呼ぶ者は先づ身を
 國民に捧げて立告ねば死りません。」^ト救國濟民
 の大道にたゞ死を以て捧げたる志士の一團のみよく
 革新の國民的大勲行を率ひて立ち得べく、國民大衆
 はまちかくの如き志士ヒの外は無いのであり
 ます。——日本現状に許へて見る時何處よりも先
 に皆様の如き軍人層にかやうな志士を見出す外はな
 いのであります。そして之に應ずるものは何よりも
 農民です。日本は由来兵農一致することによつての
 み日本たり得るのです。(八〇頁「ハ一頁)「日本愛
 國革新の本道と歩まんとする場合、左とえ如何なる立
 場に立てる人物も雖も、如何なる有為の逸才たりと
 も大道と賣る如きものに對しては立誓ニ一刀兩断あ
 るのみです」云々(ハニ頁)等々隨所ニ最近激化セレ
 彼が思想ノ片鱗ヲ明瞭ニ顯現セシムルニ至レリ。

自治農民協會 宣言、綱領、政策、規約草案

宣言

自然にして治まる我成化の公例は既に太古に始り神武建國に至り確立され成務朝に至り成文立制となり大化革新に大成した。其後平安朝を経て著しく素川が鎌倉幕府に至り變態的ではあるが自治の精神は復興した。然るに其後自治の影漸く薄く殊に徳川三百年の官治により僅かに繻の如き命脈と郷村に通めた。然るに明治以降我傳統の自治を復興する二となく誤れず町村制により一脈の自治を根滅したため人

民は徳川以来四百年に近き官治により全く去勢され進取の氣力も失ひたゞ官の為すべく任せて睡生夢死するのみ。然も官治の結果は官公吏の激増となり政費は十數億に達し人民は負担に苦しみ民意上に達せざ政務渋滞して官場は腐敗の極に達し弊害百出して止々丛を知らざる有様である。此皆自治頽靡の結果である。

我民族は古來利己と排し共存を旨とした。然るに明治以降歐洲に發生した商工中心の營利主義は我國に輸入され滲々として農村をも犯し其の在來の經濟機構を破壊し農村より農産物の加工、配給権を奪ひ農產物を商品化しこれにより都市は大々的の發展を遂

げ帝都五百萬、大阪三百万の大人口を擁すに至つた。

二の都市繁榮商工發展の裏に農村の荒廃と農民の疲

弊とがあつた。農村は凡てに於て空虚となりたゞ残

されたものは莫大な借金と背負ひきれぬ負担と窮乏との生活のみである。金權萬能の思想は金力に無限の活動と許しために大衆生活の根源なる土地礦山、交通機関、工場等は金力の独占に歸し私利の具として使はれかくて多數の無産者と生じて階級闘争を激化せしめた。又金融の權が一部富者の手に歸れしゝめ莫大な金利が彼等の懷へ流れ込み富者をして益々富えしめ貧者をして益々貧ならしめ食なく衣なく住なくの民は到る處に充満し國を挙げて生活不安のドン底に徳義地を拂ふべく至つた。

に投げられたり。

精神的には我國古來の純情を本とする風習は壞れ、
虚^{虚飾}の風汎く人心を侵し淫靡奢侈、腐穢は都鄙を風靡

からん。これが救済には一大革新を要する。それには禍根が官治と營利にある以上はこれら一切のものが革正されなければ眞に人民は救はれない。即ち營利に發した利己的な經濟機構、自治に反する一切の官治官僚化し且賊闘の走狗となれる既成政黨の如きこれである。更に之等に代らんとして新たに起りつゝある一切の非日本的妄想のも打倒されねばならぬ。

議會の不信任と既回政黨の退落り兼じて起り来つた官僚独裁の復活運動、都市無産階級により依然として農民を誅求榨取せんとする官僚的非共存運動或は上等の合成功体等は皆農と本とする官僚的非共存運動或は上等當然精算されねばならぬ。之等一切に代つて起るべきものは自治共存の農民運動の他に無い。

現在の都市は官僚と官利業者と其従属者との合成功になら農村寄生者の集合体に過ぎず、こゝに醸成され、一切の革新運動が官僚的利己的なことは自然である。商工業の産業支配は凡てを官制化し今日の窮状に陥れたり。農業のみが純粹な共存共濟の上に立ち得るから農と本として産業が打建てられ其の上に農

工礦等が民衆生活の充足のため分業する時始めて共生共濟の經濟組織が確立する。又國の基礎は土地と人との結合であり其の土地と人との結合の上に自治が行はるゝ時一國の基礎は鞏固不動となりニの公同自治團体が皇室の藩屏として全民衆が皇室を捧持する時我國體の基礎は君民共治萬代不易となる。農村の獨裁に隨する。現在の官治は勿論プロレタリアート落してゐるニとは現に實例が示してゐる通りである。こゝに於てか眞の革新は農村自治に立脚したものでなければならぬ。

農村自治による革新のために農民の自覺と全國的團結を必要とする古今東西の歴史はかつて農民の

自覺による一國改造の實行と記録してゐない。然るに今や農民は漸く自覺しつゝある。これ人類史上の

轉期的事實として最も花がべき現象である。今や轉換期に際會し混沌として行く所を知らざる日本の現

状に於てもし農民が速かに自覺と團結を強化しなければ

れば我歴史上的一大不幸事が出現し農民自身も亦永く救はれぬいであらう。この人類史上の光輝ある

一大役割を果すべき時期は迫りつゝある。全農民は

蹶起して團結せよ。農民を救ふ者は農民自身の外には居ない。農民自治によつてこそ日本も救はれ世界も

亦救はれる。

綱領

一 政治的には我が社稷体統公同之光を確立す。

二 経済的には我が共存共濟の原則により農を本として依食住物質の充足に努む。

三 教育は人の性能を陶冶するを以て目的とする。

四 外交は彼我協和の主旨を重んじ有無疎通を以て目的とする。

政策

一 自給・自足を實行し營利經濟より厚生經濟に遷る其のため現狀に於て實行し得る一切の自給手段を取る、又共存互濟の原則により産業組合を改造し且

つとの發展と因る。

三四

二、農民生活保證のため自治町村の食糧貯藏を圖り其配給權を確立す。

三、村内に居住せざる者の土地所有及侵耕を排拒し地主の作付義務の裁定を促成す。

四、農家負担の根本整理を遂行する。

五、農家負担の輕減をはかる。

六、代表選出の弊習を戒飾し自治結束を以て公民權の振張をはかる。

七、滿洲移民を農民の手によつて實現するため一切の準備調査をする。

3、犯行ノ謀議及事前ノ策動

(一) 軍部ト愛鄉塾其他ノ關係

所謂血盟團事件ノ中心人物タリシ井上昭が昭和四年末茨城縣磯浜町護國堂ニ日蓮宗ノ布教ヲ爲シツアリシ當時全所ニ出入シツアリシ霞ヶ浦航空隊將校古賀中尉ハ一面愛鄉塾ノ橋トモ知己トナリ後藤元亦昭和六年九月頃井上が上京ニ決シタル頃ヨリ全中尉等ト面識ヲ得、全年十二月赤浦町紫山塾ニ於テ行ハレタル橋ノ満蒙問題ニ関スル講演ニハ古賀中村中尉

等も出席シテ之ヲ聽取シ又本年一月ニハ霞ヶ浦航空隊ノ教官及學生等十八名ハ橋孝三郎ヲ招聘シテ農村問題ニ關スル講演ヲ聽取スル等益々兩者ノ間ニ親密ノ度ヲ加ヘ社會改革ニ關スル意見モ相一致スルニ至リタリ。

然ルニ偶々所謂血盟團事件ノ勃発ニヨリテ著シク刺繍サル、所アリ次項ニ於テ詳力ナル如ク該事件直後ヨリ今川・喜多・越後・山形・福島・具体的の謀議ヲ爲スニ至リ急速ニ之が實行シ爲ニ迄發展スルニ至レリ。

又古賀中村兩中尉ハ敍上ノ如ク橋孝三郎、後藤園彦ト緊密ナル連絡ヲ保持スル一面本年二月頃ヨリハ陸軍士官學校中途退學者池松ヲ通シテ士官候補生ラ此舉ニ参加セシメ又豫テ面識アル川崎長光、奥田秀夫ムルニ至レリ、斯ク海軍將校側特ニ古賀中尉等が中心トナリテ各方面ニ連絡策應シテ今回ノ帝都ニ於ケル不穩事件ヲ敢行シタルモノナリ。

(二) 軍艦及愛郷塾首脳部間ノ提携

本年三月所謂血盟團事件后軍人則古賀中尉、中村中
三八

尉、池松(官櫻_御臺)、孰側橋孝三郎、後藤園彦、林

正三、明大生奥田秀夫等八茨城縣土浦町山水閣二層

久會合シテ今回ノ犯行、謀議ヲ准メタルガ古賀中尉

ベカラズレト煽動シ血盟團事件ニ付キテモ「法律上
ニテハ不可能ナレバ一身ヲ犠牲ニスルモ敢行セザル
當時塾生ニ對シ「農村ノ疲弊ヲ救フ爲ニハ合法手段
ベノ責務ナル」旨ヲ強調スル所アリ他面橋孝三郎ハ

不法ナリトスルモ、其間一點、私心ナク一身ヲ社會改造ニ捧クルハ男子ノ本懷ナリ。ト稱讚シ居タルガ、古賀中尉等ノ勸說ヲ受クルヤ自ラモ亦進ンデ其擧ニ参加スルコト、ナリタリ。カクテ

(1) 軍人側ニアリテハ既ニ四月下旬土浦町ニ於テ古賀中村山岸三中尉會合シタル時古賀中尉ヨリ「犬養首相、牧野内大臣、政友會本部ヲ三組ニ分ケテ襲撃シ途中警視廳ヲモ襲撃ヒ若々憲兵隊ニ自首スレベク計

劃案ヲ示シテ謀議スル所アリ、

(口) 愛郷塾ニアリテモ、四月中旬頃、橋塾長ヨリ小室、大貫、矢吹、橘、渥水、(春田ハ出征中高根沢、横須賀ハ

塾生ニ非ザルヲ以テ出席セズ)ニ對シ、軍鷲ニ於テモ我々ノ愛國革命ニ賛シ非常手段ニ用フル爆弾ノ交付ヲ受クル事トナリタルヲ以テ充分ナル活動ヲ望ム。旨ノ激勵ヲ與ヘ先ツ変電所襲撃ニ付テノ豫備知識ヲ授クル爲橋引率、下ニ後藤園彦外青年部員計十二名ニテ水戸市内東部電力株式會社ヲ見學シ詳細ニ三名ニテ機械器具等、説明ヲ受ケ豫メ備フルトコロ変電所、機械器具等、説明ヲ受ケ豫メ備フルトコロ

アリタリ。

斯クテ四月ニ十三日ニ至ルべ、土浦町山水閣ニ於テ古賀中村副中尉、橋後藤ノ四名會合シテ、軍火側ハ首相官邸其他、塾生側ハ東京市内外ノ変電所ヲ襲撃入ルコト、時期ハ五月中旬ト決シ、其後モ古賀中尉ハ屢々秘ニ愛郷塾ヲ訪問シテ橋等ト謀議ヲ凝ラストコロアリ、又塾生ニ對シテハ全月ニ十八日後藤ヨリ個々ニ右計畫ヲ示達シテ決意ヲ求メタリ。

(三) 襲撃個所ノ實地踏査

(1) 然シテ四月三十日ニハ林、後藤先ツ上京シテ、

二二

一行 上京后、實行計劃 打合個所ヲ青山青年會館

=豫メ定メ、翌五月一日ニハ橋ヨリ「愈」決行ニ着

手スル」旨ヲ學生ニ指令シ、自ラハ產業組合中央會

茨城文部囑託員トシテ表面滿洲國視察ヲ名トシ、先
ヅ小室、塙、矢吹、大貫、四名ヲ帶同シテ堂々上京
ノ途ニ着キ其他ノ者モ亦各自理由ヲ構工テ秘ニ上京
セリ。

(2) 然シテ翌ニヨリハ、市内ノ木僕宿等ニ名人各

別ニ居所ヲ定メ、同志間ニモ其宿所ヲ屢歴トシ、温
水ニヨリテ相互連絡セシムコト、爲シ、右々或ハ
圖書館ニ通ヒテ变電所ノ構造ヲ研究ン或ハ变電所附
近ノ實地踏査ヲナシ或ハ目標变電所ノ見學等ヲ爲シ
目的個所ノ地理及爆破方法等ニツキ豫メ詳細研究入
ルトコロアリ。

(3) 一方後藤園彦ハ五月一日前叙實行計劃、打合場所
ヲ定メタル上直ニ全夜東京ヲ出發シ奉天ニ向ヒ全地
ニ於テ警務廳、谷憲兵中佐、自治指導部口田康信等

四三

62

ニ會見シ本事件決行後ニ於ケル誕生ノ逃走ニ便宜ナ

ラシムル爲ノ諸般ノ準備ヲ整ヘタル上五月九日歸京

同夜直ケニ土浦ニ赴キ古賀中尉黒岩豫備少尉ト連絡

ヲ爲シ全地ニ黒岩ト共ニ宿泊セリ。

(二) 斯クテ後藤ハ翌五月十日朝上京同夜青山青年會館ニ於テ

橋孝三郎
正三
春田信義
大貫明幹
温水秀財
後藤圓彦
塙五百枝
矢吹正吾
小室力也
横須賀井久男

等十名集合シテ各自々変電所踏査ノ結果ヲ報告シタル
ガ、橋ヨリ「愈々決行ハ五月十五日ニシテ當日ハ軍
本ニ於テ要路ノ大官ヲ暗殺スル手筈ナルヲ以テ指定
変電所ヲ襲撃爆破シテ市内ヲ暗黒化シ以テ帝都ヲ混亂
化セシメ軍人ノ活動ヲシテ意義アラシムベク特別ノ
努力ヲ望ムレト煽動シ各龍巣撃スベキ変電所ノ担当ヲ
決定指示シタリ。

(六) カクテ橋孝三郎ハ変電所襲撃ニ對スル計劃ノ一切
ヲ完了スルヲ見届ケルヤ愛郷塾及変電所襲撃行動隊

二 関スル後革ラ夫々林及後藤ニ託シテ自ラ春田信義
ヲ伴ヒテ五月十二日夜東京ラ脱出シテ滿洲ヘ赴キタ
リヘ春田ハ五月二十一日長春ニテ逮捕サル

四六

軍人紛糾

軍人

軍人

軍人

(四) 軍人紛糾ノ最後的謀議

後藤団彦ハ五月十三日豫テノ打合セニヨリ軍部側
トノ最後的謀議ヲ為スヘク土浦町ニ赴キ全地山水閣
ニ於テ。

軍人紛糾

古賀、中村両中尉 池松

(士官學校)

別動隊 奥田秀夫(明大生)

農民決死隊 後藤団彦

名會合シテ密議ヲ凝ラストコロアリタルが席上

古賀中尉ヨリ大要次ノ如キ分担ヲ説明シテ最後的決

是ヲ為シタリ。

四八

第一班

同 標 首相官邸

班 員 三上中尉 山岸中尉 村山少尉 黒岩少尉

後藤映範 篠原市之助 石関 宗、八木春雄

野村三郎

第二班

同 標 牧野内大臣邸

班 員 吉賀中尉 沢本謙一 菅 勤 石川武敏

池松武志

第三班

同 標 政友會本部 警視廳

班 員 中村中尉、中島忠秋 金清豊 吉原政巳

別 勳 隊

(1) 川崎長光八 西田 稅

(2) 奥田秀夫八 三菱銀行尚首相官邸 牧野内大臣

工業俱樂部ノ状況偵察

(3) 後藤國彦八 農民隊ヲ指揮シ變電所

而シテ之レが實行ハ五月十五日午後五時半變電所

八午后七時ト足ハ第一班ハ午后五時靖國神社境内ニ

第二班八時刻高輪泉岳寺第三班ハ全時刻新橋驛ニ

集合他ハ夫々全時刻ヲ期シ一齊ニ決行スル事ニ決定

四九

シ尚第一、第二、第三班ハ決行後全勤警視廳ヲ襲撃シタ。

ル後憲兵隊ニ自首スル事トシ海軍側ニハ古賀中尉陸

軍側ニハ池松ヨリシテ指令スル事トナリ奥田後藤ニ

ハ別ニ手榴弾ヲ交付スルコトハシ散會シ後藤ハ歸途

古賀中尉ヨリ川崎ニ交付スベキ拳銃一挺實彈六發並

ニ短刀七振ヲ交付サレタ。

四軍^{義理隊}犯行 狀況

1. 行動隊長古賀中尉等、指揮活躍

前段ノ如ク古賀、中村丙中尉ハ橋、林、後藤等ト

緊密ナル連絡ヲ為ス一面、他ノ將校並池松ノ通シテ
陸軍士官候補生等ト屢々會合謀議ヲ進メン、ドリタ
リ。

(1) 古賀中尉ハ既ニ四月下旬中村、山岸丙中尉ニ会面
ノ實行計畫案ヲ示シ居レルが其後五月七日(日曜)

=ハ山岸、村山等ト上野驛ニテ待合セ会市外大森
某料理店ニ宿泊翌五月八日明治神宮参道附近ニ至リ
古賀中尉ノ之ハ原宿驛ニ待合セタル士官候補生二名
及黒岩、池松ヲ連行シ來リ計七名ニテ神宮参道附近

ニ階建一屋内ニテ實行ヲ協議スル所アリタリ。

五二

(ロ) 駆エテ五月十三日ニハ中村ト共ニ前記土浦町ニテ

後藤等ト最後的謀議ヲ終ヘタル後十四日ニハ上野駅
ニ待合セタル三上、黒岩ト共ニ芝公園水交社ニ至リ
テ策謀シ今夜千駄ヶ谷原宿ニ於テ奥田秀大ニ平櫛彈
ニ併テ手交シタル后右三名ト共ニ神樂坂待合松ヶ枝
ニ一泊セリ。

2. 首相官邸其他ノ襲撃

五月十五日午前八時三十分右待合ヲ出發シテ午後

三時頃芝公園ニ至リ一同集合シタルが其間三上中尉
黒岩豫備少尉ハ神田區鎌倉河岸掘井謄寫版店ヨリ謄
寫版一式ヲ購入シ來リ水交社ニ於テ「日本國民に檄
ナレト題スル後記印刷物約一千枚ヲ印刷シテ携行シ
他一將校等ニ武器ヲ分配シ各自動車ニテ集合場所
ニ赴キタリ。

(ハ) 第一班八三上山岸黒岩、村山各海軍將校並
後藤、條原、石岡、八木、野村各士官候補生ニシテ
午後四時三十分頃靖國神社境内ニ集合參拜シタル後

表門（三上中尉、黒岩少尉、士官候補生二名）ノ兩所ヨリ首相官邸ヲ襲撃

裏門（山岸中

尉 村山少尉、士官候補生三名）ノ兩所ヨリ首相官邸ヲ襲撃

五四

スベク各一臺、自動車ニ分乗シ官邸玄関ニ自動車ヲ
横付ケ直チニ土足、儘ニテ官邸内ニ侵入シテ首相ノ
所在ヲ探索シタル之發見スルニ至ラズ、一度玄関ニ
引返シタル時背廈服着用ノ事務員風（四十才位）一男
立出テ用向ヲ問ヒタル為三上中尉ハ「海軍大學副官
ガ面會ニ來リタリレト稱シタルが之ト相前後シテ候」
補生中ヨリ拳銃ヲ發射シタルモノアリ、再び犯人等一
ダル為應接間ニ同行シタリ。

同ハ官邸内ニ入りテ探索シ開始シ三上中尉モ亦拳銃
一發ヲ發射シツ、日本間ニ至リタル際首相ヲ發見シ
ダル為應接間ニ同行シタリ。

首相ハ應接間ニ端座シ三上中尉等ニ對シ「物事ハ詰
セバ解ルカラ先ツ靴モ脱ガレ度シレト遂ベタルニ
三上中尉ハ「問答無用ナリ擊テツ！」ト號令セルテ
シ發射シタル為首相ハ左腹部ヲ抱ヘ机上ニ俯伏シタ
リ。次テ三上中尉ハ更ニ第二彈ヲ發射頭部（右耳上）

五五

= 命中シタルシテ其儘一同官邸裏門ヨリ逃走セシ

五六

五七

トシタル際守衛ラシキ男追跡シテ攻撃セントシタル

為之シ拳銃ニテ狙撃シツ、官邸ヲ出テ葵橋角ニ於テ

圓タクニ臺ニ分乗シ山岸、三上、及土官候補生三名ハ直

チニ麹町憲兵分隊ニ自首シタリ。黒岩、村山外二名

ハ右三上等ト別レ警視廳前ニ於テ自動車ヲ停車セシ

人警視廳玄関ヨリ拳銃ヲ擬シツ、二階ニ上リタルモ

其儘引返シテ自動車ニテ東京憲兵隊門前ニ至リ。三

上等ノ自首如何ヲ確ム可ク憲兵隊周囲ノ柵外ヨリ内

部ヲ覗見セントシタルガ此時警視廳ヨリ自動車ニテ

犯人等ヲ追跡シツ、アル男アルシ感知シ之ニ向ツテ

拳銃ヲ射擊シ更ニ自動車ニテ日本銀行ニ赴キ銀行

表門前ニテ村山及候補生一名下車シ候補生手榴弾一

個ヲ投擲シ直ニ一同自動車ニテ東京憲兵隊ニ自首セ

リ。

(四) 第二班 古賀中尉以下坂本、菅、西川、池松中尉

各候補生等五名ハ午後四時三十分頃芝區高輪泉岳寺

門前ノ料亭ニ階ニ集合シ古賀ハ各自ニ拳銃及手榴弾

五七

テ交付シテ午後五時頃会所ヲ出發シ一同圓タリニ乘

五八

車シ目的地タル牧野内府邸ニ至リテ下車即表玄関

=向ヒ手榴弾一個ヲ投擲爆発セシメタルニ折柄同邸

警戒中ナリシ福井巡査ハ古賀中尉ニ向ヒテ攻撃ノ氣

配テ示シタル為直チニ同中尉ハ拳銃ヲ以テ同巡査ヲ

狙撃シタリ。此間池松モ手榴弾一但テ玄関ニ向ヒテ

投擲シタルモ不発ニ終リタル為一同ハ再び自動車ニ

警視廳ニ向ヒ途中後記「日本國民ハ懲す」ト題ス

ビテ撒布シツ、午後五時四十分頃警視廳玄関ニ停

車シ古賀中尉ノ三八自動車ニ残留シ他一四名ハ下車

シテ手榴弾二個ヲ建物ニ向フテ投擲シタルガ何レモ

不發ニ終リタリ。此間廳外ニ十四、五名ノ男出テ来リ

タル處。古賀中尉ハ自動車内ヨリ接近シ來レル一巡

査ニ向ヒ拳銃ヲ發射他、候補生亦玄関ニ向ヒテ拳銃

ヲ乱射シ更ニ自動車ニテ麁憲兵分隊ニ自首セリ。

(八)中村中尉ノ指揮スル第三班ハ午後四時三十分頃新橋駅前ニ士官候補生三名十集合シ自動車上ニテ候補

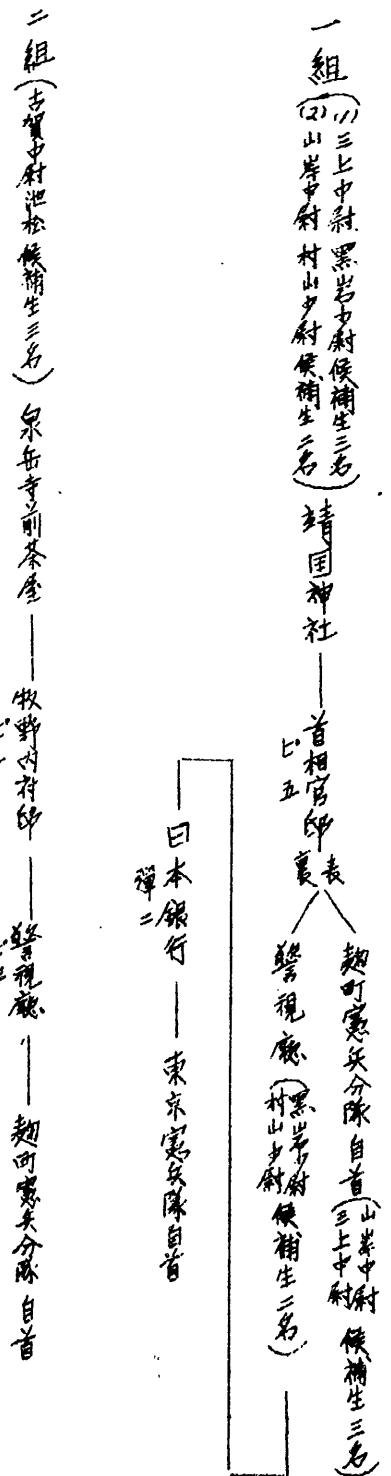
生等ニ手榴弾二個、拳銃二挺ヲ手交シ約一時間市内

アドライヴセシメ午后五時三十分頃政友會本部正門

六〇

前ニ停車シ中村中尉ハ手榴弾ヲ投擲シタルも不登ニ
終リタルヲ以テ更ニ之ヲ拾ヒテ投擲シタルも依然爆
發セザル為候補生ノ所持セル一弾ヲ投擲セシメタ
ル處轟然爆発シタリカクテ犯人等ハ再び自動車ニ
乗シ運轉手ノ腰部ニ拳銃ヲ擬シ「言フ事ヲ聞カズバ
國家ノ為命ヲ賞フレト洞喝シツ、警視廳ニ何ハシメ
警視廳玄関前外部ヨリ廳舍窓ニ向ツテ手榴弾ヲ投擲
シタルも不登ナリシ為ヘ再び之ヲ拾ヒテ投擲シタル
ニ電柱ニ當リテ破裂シタルヲ以テ一同同所ヨリ自動
車ニ乗車途中、後記日本國民ノ檄オレト題スルビラ
三百枚ヲ撒布シツ、憲兵隊ニ自首名々概不當初ノ計
劃通リ襲撃並暗殺ヲ敢行シ冒頭記載ノ如キ危害ノ興
ヘタルモニシテ右行動ヲ表懲スレバ次ノ如シ。

軍人行動表



日本国民に激す

日本国民よー、

刻下の祖国日本を直視せよ

政治、外交、経済、教育、思想、軍事——何處に皇國日本の姿ありや

政權党利に盲ひたる政党と之に結託して民衆の膏血を探る
財閥主更に之を擁護して壓制日に長する官憲と軟弱外交と
墮落せる教育と腐敗せる軍部と悪化せる思想と塗炭に苦し

む農民、労働者階級と而して群雄するつかの徒と——

日本は今や斯くの如き錯駁せる墮落の淵に既に死なんとして
ゐる

革新の時機——今にして立たずむば日本は亡滅せんのみ

国民諸君よ

武器を執つて立てり、今や邦家救済の道は唯一の「直接行動」以

外に何物もな

國民よー、

天皇の御名に於て君側の奸を屠れ！、

國民の敵たる既成政黨と財閥を殺せ！、

横暴極まる官憲を膺懲せよ！、

奸賊特權階級を抹殺せよ！、

農民よ労働者よ、全國民よ

祖國日本を守れ

而して——

陛下聖明の下建国の精神に倣り國民自治の大精神に徹して
人材を登用し朝らかに維新日本を建設せ大

民衆よー、

この建設を念願しつゝ先づ破壊だ！、

凡ての現存する醜惡な制度をぶち壊せ！、

吾等は日本の現状を哭して赤手世に絶けて諸君と共に昭和維
新の炬火を点せんとするもの

素より現存する左傾右傾何れの團體にも屬せぬ

日本の興亡は吾等（國民前衛隊）決行の成否に非ずして吾等の精
神を持して續起する國民諸君の実行力如何に懸る

起つて眞の日本を建設せよ！、

昭和七年五月十五日

陸海軍青年將校
農民同志

五農民決死隊等、犯行状況

1. 行動隊長後藤園彦、指揮活躍

(1) 前叙ノ如ク橘孝三郎ヨリ農民決死隊ノ指揮一以テ

委ネラレタル後藤園彦ハ五月十三日土浦町山水閣ニ
於テ軍人等トノ謀議ヲ終アソタル後今夜直ケニ歸京
林正三ニ對シテ右會議ノ模様ヲ告ケ川崎ニ次付スヘ
キ拳銃弾丸数枚短刀一振ヲ托ンタリ

(2) 又林正三ハ五月六日豫テ古賀、中村兩中尉ヨリ指示
ヲ受ケ居タル市外下十條里岩豫備少尉方ニ赴キ手帳

*セ

弾六個ヲ受取りテ實兄牛込區五軒町林正一方ニ隠匿

大八

シ置キタルノ五月十四日朝ニ至リ。右手榴弾ヲ上野

池ノ端八千代館ニ投宿中ナリシ後藤ニ交付シ、全人ハ

豫テ橘ヨリ後園ヲ策スベノ指示サレタル通り茨城縣

ニ歸リ後述ノ通り西田祝ヲ暗殺セル川崎長光ニ前叙

後藤ヨリ托サレタル拳銃短刀一振ヲ手交シ上京セ

シメタル上全人ハ慶郷塾ニアリテ素知ラヌ体ニテ塾

ノ事務ニ從事シ居タルク十日芝城郡ニテ逮捕サレ

タリ。

(4) 一方後藤國彦ハ古賀中尉及林ヨリ手交サレタル右

武署ヲ次ノ如ク十四日夜造ニ夫々交付ワアン

塙五百枝 手榴弾二個 短刀一振(大貫へ渡スヘキモノ)

横須賀喜久男 全 一個 全 一振

小室力也 全 一個 全 一振

温水秀則 全 一個 全 一振(矢吹へ渡スヘキモノ)

犯行當日タル十五日朝ハ塙、横須賀、矢吹、温水等ヲ伴
ヒテ川崎長光ヲ有線電報駅ニ出迎ヘタル上全所ニテ

一同ト詫別シ川崎ノミヲ伴ヒテ一旦八千代館ニ歸リ

大九

更ニ川崎ノ希望ニヨリテ芝公園内水交社ニアリシ古。

賀三上山岸各中尉ト連絡セシメタル後川崎ト別レタ

リ。

(一) カクテ一切、實行計画ヲ指示シタル彼ハ豫テ喋ン
合セタル通り五月十五日夕刻ラ期シ帝都ノ内外ニ至
リテ暗殺ト麥電所破壊トハ行ハレタルセ否ヤラ見届
ケルベク秋ニ午后五時頃宿所ヲ發シ先づ軍部側ノ實
行状況ヲ視ルヘソ自動車ニテ警報前ニ至リシハ問
前ハ混乱シテ警戒嚴重、模様アリシ為豫テ、計劃通

リ滿洲ヘ遁走スベク午后七時三十分東京駅發列車ニ
テ西下シ十大日夕刻知人ナリ松江市居住島根縣新農
務課勤務技手比氣孝方ニ宿泊層伏シタル久留島旅次
ノ身ニ迫ル又遂ニ逃ル能ハサム觀念レ翌朝松江寓
兵分隊ヘ自首シタルモノナリ。

又變電所襲撃

(1) 田端變電所（大貫、高根澤）

東京府下尾久町田端變電所ハ大貫明幹、高根澤與一
ノ機雷シタルモニニシテ兩名ハ當日（十五日）午前
十一時上野駅ニテ會合シ小石川久堅町附近ニテ大貫
ヨリ手榴彈一個ヲ受領シ短刀ハンチヲ購入シテ午後
七時頃目的地ニ至リ高根澤ハ鐵柵ヲ切断シテ侵入シ
手榴彈ヲ投擲シタルモ不發ニ終リ大貫ハスイツナ
ヲ破壊ヤントシタルモモ一タリト冷水機メ一タリ

四個ヲ破壊シ得タルノミニテ兩者ハ各別ニ逃走セリ。^四

然ルニ大貫ハ翌十六日早朝豫テ林ヨリ指示サレ居タル芝本町ニ丁目二一番地新村三男方ニ於テ川崎長光ト共ニ逮捕サレ高根澤ハ今日終列車ニテ一旦水戸市ニ歸リ私娼窟ニテ一泊翌十六日歸郷シテ實父ニ事情ヲ打明ケタルニ痛ク叱責サレ翌十七日再び水戸市ニ至リテ奉公先ナル糀町納豆商天狗屋ニ立廻リタルシ十八日午前一時逮捕サレタリ。

(四) 龜井變電所(矢吹)

矢吹正吾ハ東京府下小松川町下平井ナル標記變電所ヲ受持ケ、當日上野池一端八千代館ニ至リ澁水一年ヨリ手榴彈一、短刀一ヲ交付サレ途中、玄能金槌ヲ購入シテ午后七時十五分頃目的地ニ達シ屋内ニ侵入シテ吸上ポンプ用エターナスヰツチヲ破壊シ屋外ニ出テ、所持セル手榴彈ヲ投シタルモ不意ニ終リタルヲ以テ先器ヲ投棄シタル儘速走シ市外高田町難可ヶ谷一一五坂上與一即方ニ一泊シタルが公人ヨリノ指示モアリ翌十六日早朝出发シテ東海道線下リ列車ニ乗

シ一旦靜岡驛ニテ下車シ更ニ大阪ニ向ケ乗車シタル

ガ途中京都府移動警察官、取調べテ受ケ茨城縣生レ

鈴木誠ト偽名シタル也大阪ニテ下車セシメラレ大阪

府ニ於テ更ニ取調べ、結果逮捕サル、ニ至レリ。

(1) 小沼變電所(瑞)

瑞五百枝八十四日前記八千代館ニ宿泊中、後藤ヨ

リ爆弾二個ヲ交付サレ其一ツヲ大貴ニ? 交付シ午

後七時三十分頃警備セル東京府下尾久町下尾久所在

小沼變電所ニ至リ合計、冷却装置器、スキッチャヲ切リ

所持ノ手榴弾ヲ投擲シタルも不発ニ終リタルヲ火ニ

川中ニ投棄シ逃走シタルが翌十六日大貴明幹、自供

=ヨリ判明シタル潜伏場所小石川区久堅町九〇清物

商武藏屋コト川上フク方ニ於テ同日又方逮捕サレタ

(2) 淀橋際變電所(溫水?)

當日午後七時四十分頃東京府下淀橋町淀橋際變電

所ニ手榴弾ヲ投擲シ冷却裝置建物下部破損ニ一尺余

リノ穴ヲ穿タル者アリタルガ此犯行ハ溫水秀則一所

為ト認メラルヽエノアリ。今人ハ二十四日午後七時

警視廳ニ自首シタ！

(六) 鳩ヶ谷變電所（横須賀）

埼玉縣下標記變電所モ亦十五日午後七時三十分頃
六萬ボルド抵抗器土臺一部及冷却用ポンプ室スイツ
チヲ切斷公水壓器ヲ破壊セラレタルガ右ハ横須賀喜

久男、所爲ト認メラレツ、アリ。今人ハ犯行後鐵路

名古屋ヲ經テ十八日福井縣敦賀市曙町文化村天洋丸
機関長市村喜之介（今人ノ妻文江ハ横須賀ノ母）往

妹一方ニ赴キ二十一日造滯在潛伏シ居タルが今日午

後三時敦賀出帆、北鮮航路新高丸ニテ横田久雄ト偽
名シテ朝鮮清津ニ至リ、更ニ元山府高等女學校教師平
六五郎方ニ立廻リタルヲ福井縣一手配ニカリ二十四
日元山警察署員ニ逮捕サレタリ。

(八) 目白變電所（小室）

小室力也ハ十三日後藤ヨリ手榴彈短刀各一ヲ交付
サレ當日目白變電所附近ニ至リタルが既ニ定刻ノ午

後七時ヲ経過シ居リタルヲ以テ實行ヲ中止シ府下在。

原町桐ク谷一四八、清水安雄方ニ潛伏シ居タルが、
高五百枝ノ取調ニヨリテ其居所判明、十七日午前三
時右清水方ニテ逮捕セラレタルが、同人居宅ヨリ手榴
弾一短刀一振ヲ發見シタリ。

3 三菱銀行ノ襲撃

奥田秀夫ハ朝鮮羅南中學校卒業后明治大學預科ニ
入學シ現ニ三年在學中、モノナルガ夙ニ朝鮮在住中
ノ先輩ニシテ當時在鄉中ノ元義隆（血盟團員ニシ
テ目下入獄中）方ニ出入スル内全人ヲ介シテ權藤或
郷並中村中尉等トモ知已トナルニ至レリ。

然シテ血盟團事件以后ハ茨城縣土浦町山水閣一於テ
古賀中村兩中尉等ト數次會合ヲ爲シタルが四月中旬
會合ノ際ニハ古賀中尉ヨリ、今回ノ事件ノ計劃ヲ行

明ケラレ先ヅ其ノ準備活動、役割、担当ニメラレハ

タル爲、其指示ニヨリ首相官邸牧野内府邸ハ各々前

后四田工業俱樂部ハニ回ニ亘リ状況ヲ偵察ヲ爲シ既

述五月十三日ノ土浦ニ於ケル會合ノ席上詳細之カ報

告ヲ爲シタルトコロ全時ニ古賀中尉ヨリ別動隊トシテ三菱銀行ノ襲撃ヲ指令サレ、十四日夜中村中尉ヨ

リ青山四丁目附近ノカフェー＝テ手榴弾ニケノ交付ヲ受ケタリ。

斯クテ當日タル翌十五日ニ八午后五時半頃三發火薬

及銀行附近ヲ窺ヒタルモ通行人アリテ次行不能ノ爲

午后七時半頃ニ至リ漸ク三菱銀行横ニ所持セル手榴

弾ヲ投擲シタルモ道路上ニテ爆発シ豫期ノ効果ヲ奏

セザリシガ直ケニ全所ヲ逃走シ友人ナル府下杉並町

五一、提方ニ潜伏シ十六日夕刻漂然歸宅シタル所ヲ逮捕サルニ至レリ。

4、西田税ノ狙撃

血盟團事件犯人井上、古内ヲ始メ小沼、菱沼等ト親

密ナル關係アリシ川崎長光ハ右事件發生當時入營中

ナリシ爲危ク直接血盟團へノ参加ヲ免レ居タル者ナ

八四

ルガ、退營歸鄉後ハ表面家業ニ没頭シ從順ラ裝ヒツ
ツ、モ祕力ニ豫而呢狼心ナル前記古賀中尉等並愛鄉塾

林後藤等ト往來シ居リ四月中旬ニ至リテハ古賀中尉

ヨリ今回、計劃ヲ打明ケラレ、且ト別動隊トシテ裏
切者タル西田稅ヲ殺害スレベク命ヲ受ケ、武器ハ五
月十四日前後、通林正三ヲ通シテ交付サレタルヲ以
テ翌十五日午後七時頃市外代々幡町代々木一四四西
田稅方ヲ訪問シ所持ノ拳銃ニテ全人ニ歿死ノ重傷ヲ

負ハシメ、同家門前ニ待タシメタル円タクニ乗ジ豫
而林ヨリ放示サレ居リタル芝区本芝町新村三男方ニ
宿泊シ滿洲ニ逃走セントシツ、アリシガ警視廳ニ於
テハ右自動車運轉手ノ供述ニヨリテ公今が新村方ニ潜
伏セルヲ探知シ十六日早朝新村方ニ於テ前記大貫ト
共ニ逮捕スルコトヲ得タリ。

(六) 武器並資金入手ノ経路

(1) 手榴弾廿一個ハ三上中尉カニ月下旬上海々軍

陸戰隊大隊參謀在勤中第三大隊砲術科倉庫ヨリ取出

八五

シ全地ニ於テ村山少尉ニ手交シ村山ハボール紙或ハ新聞紙ニ包ミ佐吉保ニ持テ歸リ全地ニ於テ黒岩豫備少尉ニ交付シ全少尉携行上京セルモノニシテ其使用状況次表ノ如シ

合 計	別 動 隊	農 民						次軍 死 隊			犯 人			農 別 区 兵
		次 死 隊	農 民	第三 班 員	第二 班 員	第一 班 員	襲 擊 場 所	使 用 個 數						
	奥 田	小 室	横 須 賀	溫 水	塙	矢 吹	高 根 澤	大 貫	第三 班 員	第二 班 員	第一 班 員	襲 擊 場 所	使 用 個 數	農 別 区 兵
	三 菱 銀 行	目 白	鳩 ヶ 谷	茨 橋	小 沼	萬 戸	田 端	警 視 廳	政 友 本 部	警 視 廳	牧 野 印	日本 銀行	首 相 印	
一 四	一	一	一	一	一	一	一	一	二 二 二	二 二 二	二 二 二	一	一	個 爆 發 數
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	個 不 發 數
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	個 不 便 用 數
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	合 計
二 一	二	一	一	一	一	一	一	三	四	一	一	一	一	備 考
	押 收 不 發 彈 ハ 警 視 廳 ニ テ	不 便 用 ノ 五 個 ハ 警 視 廳 ニ テ 押 收 不 發 彈 ハ 市 島 檢 事												
八 七														

(口) 拳銃十三挺ハ海軍砲術學校學生タリシ村山少尉

八八

力上海事変ニ際シ出征中モ一ゼル式拳銃中型九挺全

小型三挺計十二挺ヲ入手シ上海、佐古保間ノ通信艇ノ

乗組海軍少尉大場春雄ニ托シ全少尉ハ四月上旬頃鐵

道便ニテ霞ヶ浦航空隊古賀中尉ニ送付セリ他ノ一挺

ハ南部式ニシテ村山少尉豫テ所持セルモノナリ拳銃

実彈ハ上海ニ於テ村山少尉ノ手ニヨリ百六十發入手

古賀中尉ニ送附シタルモノニシテ、此内一挺ノミハ

前紋ノ如ク古賀中尉ヨリ後藤、林ヲ介シテ川崎長光

宛ヲ給與シ居リ、又後藤園彦ハ事件當日古賀中尉ヨ

リ二百円、支給ヲ受ケ此内七十円ハ他ノ犯人等ニ手

タリ。

(八) 資金ノ出所ハ調査中ニシテ目下明瞭ナラザルモノ

アルモ、大貫、矢吹、小室等ノ陳述ヲ綜合スルニ橋ヨリ

各自ニ

五月一日 五十円乃至八十円

五月十日 十円

宛ヲ給與シ居リ、又後藤園彦ハ事件當日古賀中尉ヨ

リ二百円、支給ヲ受ケ此内七十円ハ他ノ犯人等ニ手

八六

交セル事實アル等何レカヨリ相當額ノ資金ヲ供給シ。
タルモノアリト認メラレ、極力之力を出斯ラ追窮中ナ
リ。